

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金 Q & A

1 補助対象の団体、事業及び経費について

Q1-1 補助を受けられるのはどんな団体ですか？

交付要綱第3条の要件を満たしている団体が対象となります。

- ・ 県内に活動拠点があり、県内を中心に活動していること
- ・ 構成員が2人以上であること
- ・ 会則等があること
- ・ 営利活動、政治活動、宗教活動を目的にしないこと

女性団体、NPO法人、各種団体、PTA、自治会、自主グループなど様々な団体が対象

Q1-2 どのような事業が対象となりますか？

交付要綱第2条の要件を満たしている事業が対象となります。

例えば、以下のような事業が考えられます。

(例)

- ・ 男女で一緒に参加できるスポーツ大会などのイベント
- ・ 男性に向けた家事や育児に関するパンフレットの作成・配布
- ・ 女性が地域や自治会に参画しやすくなるためのアンケートの実施や意見交換会
- ・ ポスターや川柳、標語の募集など男女共同参画への関心につながる啓発事業
- ・ 地域で取り組む環境美化活動（清掃活動、植栽活動等）
- ・ デートDV予防講座
- ・ ワークライフバランス学習会、啓発資料の作成
- ・ 子ども安全教室（性被害防止、DV防止等）
- ・ 体験型講座（疑似体験：高齢者体験、妊婦体験、陣痛体験等）
- ・ 防災Book作成 など

なお、取組を行うことで男女共同参画の推進につながる効果が見込まれる事業が対象になりますので、定例会や総会等については対象外となります。

Q1-3 事業の対象期間はいつまでですか？

令和5年3月31日までに実施する事業が対象となります。

ただし、書類審査などを行うため、事業の実施が決まったら、早めの申請をお願いいたします。

Q1-4 内容が同じであっても開催する地域や、対象者が違うなどの場合は、別の事業としてみなし、1回ずつの申請としてもよいですか？

お見込みのとおりです。

Q1-5 他の補助金とあわせて補助を受けることができますか？

国、県、市町村等のいずれかから補助金等が交付される場合は、この補助金の対象外です。

Q1-6 経費が5万円未満だった場合はどうなりますか？

対象経費の総額が5万円に満たない場合は、総額が補助金の上限となります。ただし、千円に満たない端数は、切り捨てます。

Q1-7 銀行の振込手数料は対象になりますか？

振込手数料は補助対象外です。

Q1-8 申請前にチラシを印刷し、印刷代を支払った。補助対象となりますか？

交付決定前に支払った経費は補助対象外です。

Q1-9 事務所でチラシを印刷する場合、トナーの購入費用は補助対象になりますか？

対象事業以外でも使用できるため、補助対象外です。

2 補助金のながれについて

Q2-1 補助金の交付まではどのようなながれですか？

- ①（団体）事業の計画
- ②（団体）交付申請書（様式第1号など）を提出
- ③（県）審査を行い、交付を認めた団体に交付決定通知書を送付
- ④（団体）事業の実施・完了
- ⑤（団体）実績報告書（様式第4号など）を提出
- ⑥（県）補助金の額を確定し、額の確定通知を送付
- ⑦（県）口座振込依頼書（様式第2号）に記載の口座へ、補助金を支払

3 ①事業の計画～③交付決定 に関すること

Q3-1 いつまでに申請をすればよいですか？

申請書の提出後、審査を行い、認められたところで、交付決定通知を送付します。交付決定後の経費が対象となるので、事業を実施する前にご提出ください。

Q3-2 様式はどのように入手できますか？

県ホームページに掲載しておりますので、自由にご活用ください。
また、県庁本館2階 男女共同参画・共生社会推進統括官でも配布しておりますので、職員にお声かけいただければお渡しいたします。その場合、事前にご連絡をいただければ、よりスムーズにお渡しできます。

Q3-3 交付申請にはどのような書類が必要ですか？

必要な書類は以下のとおりです。

- ・ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第1号の1）
- ・ 事業収支予算書（様式第1号の2）
- ・ 団体概要（様式第1号の3）
- ・ 団体目的等についての確認書（様式第1号の4）
- ・ 団体の規約、構成員名簿
- ・ 誓約書（様式第1号の5）
- ・ 口座振込依頼書（様式第2号）
- ・ その他（必要に応じて別途ご提供をお願いします）

Q3-4 事業収支予算書には、補助金の額のみ記入すればよいですか？

他団体からの助成の有無や事業計画書に対する予算規模等を確認するため、事業全体にかかる総額の収支予算書をご提出ください。

Q3-5 団体事務局所在地にはどこの住所を記入すればよいですか？

会則等で定めている事務所などの住所をご記入ください。もし、会則等に定められていない場合には、団体の拠点となる場所や、代表者の住所などをご記入ください。

Q3-6 交付決定がされれば、決定額については交付が確約されますか？

実際にお支払いする補助金は、実際に支出した対象経費から算出しますので、その額が交付決定額を下回った場合は、減額となります。

しかし、実際の支出が交付決定額を上回った場合は、増額はしませんので、ご注意ください。

Q3-

7 どこに提出したらよいですか？

山梨県庁本館2階 男女共同参画・共生社会推進統括官（甲府市丸の内1-6-1）に持参又は郵送してください。必要部数は1部です。

Q3-8 交付申請書を提出してから補助金の交付の可否が決定されるまで、どのくらいの日数がかかりますか？

申請日から起算して概ね1ヶ月以内（休日を除く）に審査結果をお知らせします。但し、提出書類に不備があった場合は、決定が遅れることもあります。

4 ④事業実施・完了～⑦補助金の支払い に関すること

Q4-1 実績報告書はいつまでに提出すればよいですか？

事業が完了して日から1ヶ月を経過した日又は交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い日までに添付書類を添えて提出してください。

Q4-2 実績報告にはどのような書類が必要ですか？

必要な書類は以下のとおりです。

- ・ 補助金実績報告書（様式第4号）
- ・ 事業報告書（様式第4号の1）
- ・ 事業収支決算書（様式第4号の2）
- ・ 事業を実施したことが分かる書類（写真、資料、チラシ、アンケートなど）
- ・ 領収書等内訳一覧表（様式第4号の3）
- ・ 何に支払ったか、日付、金額が分かるもの（領収書、レシートなど）
※写しでも可
- ・ その他（必要に応じて別途ご提供をお願いします）

◇その他、ご質問やご不明点等ある場合は、下記までご連絡ください。